

漁業調整

1 漁業権の設定

1) 免許の内容等の事前決定

知事は、その管轄に属する水面につき、漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許をする必要があり、かつ、当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該漁業の免許について、海区漁業調整委員会の意見をきき、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、並びに定置漁業及び区画漁業についてはその地元地区、共同漁業についてはその関係地区を定めて、公示しなければならない。（法第11条）

2) 免許の適格性

(1) 定置・区画漁業権（法第14条第1項）

その漁業を自営する者で、漁業若しくは労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者でなく、漁村の民主化を阻害すると認められる者でないこと。

(2) 共同漁業権（法第14条第8項）

以下の要件を満たす漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会
共同漁業権の関係地区の全部又は一部をその組合の「地区」内に含むこと。

業種別漁業協同組合ではなく、地区別組合であること。

関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営むすべての者（河川以外の内水面では、当該内水面において1年に30日以上漁業を営む者、河川では、1年に30日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者）の3分の2以上（世帯単位）をその組合員に含むこと。

(3) 特定区画漁業権（法第14条第2項、第6項）

以下の要件を満たす漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会
特定区画漁業権の地元地区の全部又は一部をその組合の「地区」内に含むこと。

業種別漁業協同組合ではなく、地区別組合であること。

地元地区内に住所を有し、当該漁業を営む者（新設漁場にあつては、沿岸漁業を営む者）の3分の2以上（世帯単位）をその組合員に含むこと。

3) 優先順位

申請者が同順位間で並んだ場合は、勘案事項により知事が決定する。

(1) 定置漁業権（法第16条）

第1順位： 地元漁民（地元地区内に住所を有する漁民）が次のア～ウの3つの法人のうち1つを選択したもの

地元漁協

【要件】

ア 地元漁民の7割以上が組合員

イ 組合員である地元漁民が議決権及び出資額で過半

ウ 当該漁業に常時従事する者の3分の1以上が組合員

地元漁民会社

漁業生産組合、合名会社、合資会社、有限会社、株式会社（定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。以下同じ。）

【要件】

ア 地元漁民の7割以上が組合員、社員又は株主

イ 当該漁業に常時従事する者の3分の1以上が組合員、社員又は株主

ウ 組合員、社員、株主である地元漁民が議決権及び出資額で過半

地元漁協又は 地元漁民会社を組合員，社員又は株主とする法人

〔合名会社，合資会社，有限会社，株式会社〕

【要件】上記イの法人と同じ

第2順位：漁業生産組合的な漁民会社

〔漁業生産組合，合名会社，合資会社，有限会社，株式会社〕

【要件】

ア 地元漁民7人以上が組合員，社員又は株主

イ 組合員，社員又は株主の3分の2以上がその営む事業に常時従事

ウ 当該法人の組合員，社員又は株主のうちその営む事業に常時従事する者の出資額が総出資額の過半

第3順位：漁業者又は漁業従事者（株式会社その他の法人を含む。）

第4順位：新規参入者（株式会社その他の法人を含む。）

(2) 特定区画漁業権（法第18条）

第1順位：自営しない一定要件を備える地元漁協，漁民会社（有限会社等）

第2順位以下：定置漁業権の優先順位に同じ

(3) 真珠養殖業を内容とする区画漁業権（法第19条）

第1順位：（既存漁場）経験者

（新規漁場）経験者，一定要件を備える自営漁協

(4) 上記以外の区画漁業権（法第17条）

地元漁業者又は漁業従事者

4) 漁業権の免許

(1) 知事が，申請に基づいて免許（法第10条）

(2) 免許をしない場合（法第13条）

申請者が適格性を有しない場合

事前に公示された免許の内容と異なる申請をした場合

申請した漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある場合

漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において，その者の同意がない場合

5) 存続期間（法第21条）

(1) 定置漁業権 5年

(2) 区画漁業権 特定区画漁業権及び内水面の区画漁業権 5年，それ以外は10年

(3) 共同漁業権 10年

2 漁業権の性質

1) 漁業を営む権利

漁業権は，自ら漁業を営む者に免許することを原則としているが，共同漁業権，特定区画漁業権（漁協又は連合会が自営しない場合）は，水産業協同組合法の手続き（水協法第48条，50条）を踏んで免許を取得した漁協又は連合会がその漁業権の内容たる漁業を営まず（自営しないで），もっぱら漁業権の管理に当たる。

当該漁業権の内容たる漁業は，漁協又は連合会が作成する漁業権行使規則に定められた一定の資格を有する組合員が当該漁業権の行使権を有する。（法第8条）

漁業権行使規則の作成に当たっては，水産業協同組合法の規定による漁協の総会の特別決議（総組合員の半数以上が出席，議決権の3分の2以上の議決）を要し，知事の認可が効力発生要件となる。（法第8条第4項）

さらに，第1種共同漁業権，特定区画漁業権の行使規則については特別決議に先立ち，関係漁民の3分の2以上の書面同意が必要である。（法第8条第3項）

2) 物権性

漁業権は物権とみなされ、その法律効果として物権的請求権（妨害排除，妨害予防）を有する。
（法第23条）

3) 担保性

自ら経営する者に免許される定置漁業権，区画漁業権には先取特権と抵当権の設定が認められている。抵当権の設定は，当該漁業の経営に必要な資金の融通のため，やむを得ないと知事が認可した場合だけ設定できる。（法第23条～25条）

4) 譲渡性，貸付け

漁業権は，相続又は法人の合併若しくは分割による場合を除き原則として移転できない。ただし，定置漁業権及び区画漁業権について，滞納処分，先取特権又は抵当権の実相続人が適格性を欠く場合の適格者への譲渡については，知事の認可により移転し得る。（法第26条，28条）

5) 親告罪

漁業権，漁業行使規則を侵害した者については，罰則規定（20万円以下の罰金）が設けられている。（法第143条）

3 入漁権

1) 定義

設定行為（契約）に基づき，他人の共同漁業権又は特定区画漁業権に属する漁場において，その漁業権の内容たる漁業の全部又は一部を営む権利をいう。（法第7条）

2) 法的性質

漁業権と同様に物権とみなされる。

譲渡（漁業権者の同意が必要）又は法人の合併による取得以外，権利の目的となることはできない。その他の移転，貸付け，抵当権の設定はできない。（法第43条）

3) 権利主体

漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（法第42条の2）

4) 存続期間

入漁権の設定契約で決定。決定していない場合には，本権の漁業権の存続期間（法第44条，46条）

5) 入漁権の行使

漁業権と同様，入漁権行使規則の定めによる。（法第8条）

4 許可漁業（操業区域の緯度，経度は，日本測地系の表示である。）

1) 農林水産大臣許可漁業（指定漁業）

漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭38(1963)年政令第6号）
許可の有効期間 5年（法第60条）

(1) 沖合底びき網漁業

北緯25度の線以北，次に掲げる線から成る線以東，東経153度の線以西の太平洋の海域において総トン数15^ト以上の動力漁船により，底びき網を使用して行う漁業

北緯33度9分15秒以北の東経128度の線

北緯33度9分15秒東経128度の点から北緯33度9分15秒東経128度30分の点に至る直線

北緯33度9分15秒以南の東経128度30分の線

(2) 以西底びき網漁業

北緯10度の線以北，次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域において総トン数15^ト以上の動力漁船により，底びき網を使用して行う漁業

前(1)の及びの線

北緯33度9分15秒東経128度30分の点から北緯25度東経128度30分の点に至る直線

北緯25度東経128度30分の点から北緯25度東経121度の点に至る直線

北緯25度以南の東経 121度の線

(3) 遠洋底びき網漁業

北緯10度の線以北，次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域以外の海域において総トン数15^ト以上の動力漁船により，底びき網を使用して行う漁業

北緯25度以北の東経 153度の線

北緯25度東経 153度の点から北緯25度東経 121度の点に至る直線

前(2)の の線

(4) 北洋はえなわ・さし網漁業

次に掲げる線から成る線以北，東経 170度の線以東の太平洋の海域において，総トン数 200^ト以上の動力漁船により，はえなわ又はさし網を使用して行う漁業

北緯47度東経 170度の点から北緯47度西経 129度10分の点に至る直線

北緯47度西経 129度10分の点からバンク - バ - 島カ - マナポイントを経てカナダ本土の太平洋岸の最大高潮時海岸線に至る直線

(5) 母船式底びき網等漁業

母船式漁業（製造設備，冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及びこれと一体となって漁業に従事する漁業法第52条第1項の独航船（総トン数50^ト以上）等により行う漁業をいう。以下この項において同じ。）であって，底びき網，はえなわ又はさし網を使用して行うもの（赤道以北の太平洋の海域以外の海域において行うもので，その使用する同条第1項の独航船等のすべてが総トン数2^ト未満であるもの並びに(12)，(14)及び(15)に掲げるものを除く。）

(6) 大中型まき網漁業

総トン数40^ト（北海道恵山岬燈台から青森県尻屋崎燈台に至る直線の中心点を通る正東の線以南，同中心点から尻屋崎燈台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分，同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎燈台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域にあっては，総トン数15^ト）以上の動力漁船により，まき網を使用して行う漁業

(7) 大型捕鯨業

総トン数 100^ト以上の動力漁船により，もりづつを使用してひげ鯨（ミンク鯨を除く。）又はまっこう鯨をとる漁業（(9)に掲げるものを除く。）

(8) 小型捕鯨業

動力漁船により，もりづつを使用してミンク鯨又は歯鯨（まっこう鯨を除く。）をとる漁業（(9)に掲げるものを除く。）

(9) 母船式捕鯨業

母船式漁業であって，母船にあっては総トン数1万^ト以上，独航船にあっては総トン数 300^ト以上の動力漁船により，もりづつを使用して鯨をとるもの

(10) 遠洋かつお・まぐろ漁業

総トン数 120^ト以上の動力漁船により，うきはえなわを使用して又はつりによってかつお，まぐろ，かじき又はさめをとることを目的とする漁業（(12)に掲げるものを除く。）

(11) 近海かつお・まぐろ漁業

総トン数20^ト以上 120^ト未満の動力漁船により，うきはえなわを使用して又はつりによってかつお，まぐろ，かじき又はさめをとることを目的とする漁業（(12)に掲げるものを除く。）

(12) 母船式かつお・まぐろ漁業

母船式漁業であって，母船にあっては冷凍設備を有する船舶（搭載漁船を使用しない漁業にあっては総トン数3千^ト以上のものに限る。）であり，搭載漁船にあっては総トン数20^ト未満の動力漁船により，うきはえなわを使用して又はつりによってかつお，まぐろ，かじき又はさめをとることを目的とするもの

- (13) 中型さけ・ます流し網漁業
総トン数30^ト以上の動力漁船により、流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業（(14)に掲げるものを除く。）
- (14) 母船式さけ・ます漁業
母船式漁業であって、独航船にあつては総トン数50^ト以上の動力漁船により、さけ又はますをとることを目的とするもの
- (15) 母船式かに漁業
母船式漁業であって、母船にあつては総トン数2千^ト以上、独航船にあつては総トン数50^ト以上の動力漁船により、たらばかに又はあぶらがにをとることを目的とするもの
- (16) 白ちょう貝等採取業
総トン数20^ト以上の動力漁船により、潜水器を使用して白ちょう貝、黒ちょう貝、まべ、高瀬貝、広瀬貝又は夜光貝をとる漁業
- 2) 農林水産大臣承認漁業
承認漁業等の取締りに関する省令第1条第2項（平8（1996）年農水令第54号）
- (1) さんま漁業
総トン数10^ト以上の動力漁船により、さんまをとることを目的とする漁業
- (2) 北太平洋ずわいがに等漁業
動力漁船により、ずわいがに又はいはらがにをとることを目的とする漁業であつて、東経149度の線以西の北緯53度30分の線、北緯53度30分の線以南かつ北緯46度の線以北の東経149度の線及び東経149度の線以東の北緯46度の線から成る線以北の太平洋の海域において操業するもの
- (3) 第1種いか釣り漁業
総トン数30^ト以上の動力漁船により、釣りによっていかをとることを目的とする漁業（以下「いか釣り漁業」という。）であつて、次に掲げる海域において操業するもの
北緯20度の線以北、東経170度の線以西の太平洋の海域（総トン数139^ト未満の動力漁船を使用するいか釣り漁業（以下「中型いか釣り漁業」という。）にあつては、農林水産大臣が別に定めて告示する海域を除く。）
北緯47度の線以南、西経145度の線以西、北緯30度の線以北、東経170度の線以東の海域
南緯30度の線以南、西経165度の線以西、南緯55度の線以北、東経160度の線以東の海域
北緯15度の線以南、西経110度の線以東、南緯18度20分の線以北の太平洋の海域
南緯25度の線以南、西経30度の線以西、南緯60度の線以北、西経70度の線以東の海域
- (4) ずわいがに漁業
総トン数10^ト以上の動力漁船により、ずわいがにをとることを目的とする漁業であつて、(2)に掲げる北太平洋ずわいがに等漁業又は漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭38（1963）年政令第6号。以下「指定漁業を定める政令」という。）第1項第1号に掲げる沖合底びき網漁業に該当するもの以外のもの
- (5) つぶ漁業
動力漁船により、つぶをとることを目的とする漁業
- (6) 東シナ海等かじき等流し網漁業
東経128度の線以西の日本海及び東シナ海の海域において総トン数10^ト以上の動力漁船により、流し網を使用してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とする漁業
- (7) べにずわいがに漁業
動力漁船により、べにずわいがにをとることを目的とする漁業
- (8) 第1種小型まぐろはえ縄漁業
総トン数10^ト以上20^ト未満の動力漁船により、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさ

めをとることを目的とする漁業（指定漁業を定める政令第1項第11号に掲げる母船式かつお・まぐろ漁業に該当するものを除く。以下「小型まぐろはえ縄漁業」という。）であって、領海、排他的経済水域及び排他的経済水域によって完全に囲まれた海域から成る海域以外の海域並びに領海及び排他的経済水域のうちそれぞれ東京都小笠原村南鳥島を囲む部分の海域から成る海域（以下「小型まぐろはえ縄漁業禁止水域」という。）のうち北緯11度以北の東経158度の線並びに北緯11度東経158度の点、北緯6度東経166度の点及び北緯2度東経166度の点を順次に直線で結ぶ線以西、北緯2度東経166度の点、北緯2度東経130度の点、北緯6度東経130度の点を順次に直線で結ぶ線及び東経130度以西の北緯6度の線以北の太平洋の海域において操業するもの

(9) 東シナ海はえ縄漁業

東シナ海の海域において総トン数10^ト以上の動力漁船により、はえ縄を使用して行う漁業であって、小型まぐろはえ縄漁業に該当するもの以外のもの

(10) 大西洋はえ縄等漁業

大西洋の海域において動力漁船により、はえ縄、刺し網又はかごを使用して行う漁業であって、小型まぐろはえ縄漁業、3)農林水産大臣届出漁業の(2)に掲げるかじき等流し網漁業、本省令第29条第1項に規定する漁業又は指定漁業に該当するもの以外のもの

(11) 太平洋底刺し網漁業

太平洋の公海（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第1条第1項に規定する排他的経済水域及び外国の排他的経済水域を除く。）において動力漁船により、底刺し網を使用して行う漁業であって、(2)に掲げる北太平洋ずわいがに等漁業、(4)に掲げるずわいがに漁業、(5)に掲げるつぶ漁業、(7)に掲げるべにずわいがに漁業又は指定漁業である北洋はえなわ・さし網漁業、母船式底びき網等漁業、母船式かに漁業に該当するもの以外のもの

3) 農林水産大臣届出漁業

承認漁業等の取締りに関する省令第1条第3項（平8（1996）年農水令第54号）

(1) 第2種いか釣り漁業

いか釣り漁業のうち、第1種いか釣り漁業に該当するもの以外のもの

(2) かじき等流し網漁業

総トン数10^ト以上の動力漁船により、流し網を使用してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とする漁業

(3) 第2種小型まぐろはえ縄漁業

小型まぐろはえ縄漁業のうち、小型まぐろはえ縄漁業操業禁止水域以外の海域（北海道稚内市宗谷岬突端を通る経線以西、長崎県西彼杵郡野母崎突端を通る緯線以北の日本海の海域を除く。）において操業するもの

(4) 小型するめいか釣り漁業

総トン数5^ト以上30^ト未満の動力漁船により、釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業

(5) 暫定措置水域沿岸漁業等

次に掲げる海域において動力漁船により行う漁業であって、承認漁業、届出漁業又は指定漁業に該当するもの以外のもの

漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定第9条1に定める海域

漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定第9条2に定める海域

漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第7条1に定める海域

北緯30度40分の線以北、東経124度45分の線以東、東経127度30分の線以西の東シナ海の海域（ただし、1)に掲げる海域を除く。）

4) 知事許可漁業

法定知事許可漁業～漁業法第66条で定める漁業（中型まき網漁業，小型機船底びき網漁業）

知事許可漁業～漁業法第65条及び水産資源保護法第4条に基づく県漁業調整規則第7条並びに県内水面漁業調整規則第6条で定める漁業

許可の有効期間 3年（県漁業調整規則第9条，県内水面漁業調整規則第8条）

(1) 中型まき網漁業（船舶ごとの許可）

網船の総トン数が5ト以上40ト未満の船舶によりまき網を使用して行う漁業（漁業法第66条）

(2) 小型機船底びき網漁業（船舶ごとの許可）

総トン数15ト未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（漁業法第66条）で，県漁業調整規則第6条で手繰第1種漁業（沖手繰網漁業），手繰第2種漁業（えびひき網漁業，自家用餌料ひき網漁業，貝びき網漁業），手繰第3種漁業（貝けた網漁業），打瀬漁業（えび打瀬網漁業，けた打瀬網漁業）の4種に分類されている。

(3) 小型まき網漁業（船舶ごとの許可）

網船の総トン数が5ト未満の船舶によりまき網を使用して行う漁業

(4) 機船船びき網漁業（船舶ごとの許可）

動力漁船により中層又は表層を船びき網を使用して行う漁業で，本県ではバッチ網と称する漁業で，無動力漁船によって操業するものは第3種共同漁業

(5) さんご漁業（船舶ごとの許可）

水深以上の長さの口・ブの先に数メートルの長短2本の口・ブをつけ，その先に重り（石20kg）と4本の枝口・ブに網地をつけた漁具で海底をひきまわし，折れたさんごを網地に絡ませて採取する漁業であったが，近年では，資源保護とその有効利用の観点から技術進歩の著しい潜水艇や自航式ロボット潜水艇により採取する漁業になっている。

(6) ごち網漁業（船舶ごとの許可）

動力漁船によりごち網を使用して行う漁業で，ごち網とは，一般には楕円形の1枚の網地で縮結によって袋状となった網とその両端に結着されたひき綱とからなり，ひき綱の包囲形をせばめることによって，魚類を威嚇しながら網の魚捕部内に追い込み，網目に刺させたり，絡ませたりして漁獲するもので，本来は主にマダイ，チダイを対象としていたが，近年漁具漁法の改良が進み，対象魚種も多岐にわたっている。

(7) 敷網漁業

方形，円形，みの状又は袋状等の網を海中に敷設し，その上に魚を集めるか又は自然に乗網するのを待つて魚が逃げないように網を引き揚げて漁獲する漁業

漁業制度上は，第2種共同漁業として漁業権の内容となるものと知事許可漁業となるものに分けられ，知事許可漁業では棒受網漁業，四そう張漁業，追込網漁業，浮敷網漁業等がある。

(8) さし網漁業

さし網を使用して行う漁業で，さし網とは，漁獲目的の水産動物の遊泳通過する場所を遮断するように張り，網目に刺させたり，絡ませたりして漁獲する漁具をいう。

漁業制度上は，漁業権漁業（第2種共同漁業），知事許可漁業，大臣許可漁業等の対象となっており，知事許可漁業では流網漁業，まきさし網漁業等がある。

(9) 固定式さし網漁業

錨や石等で網具を移動しないように固定したさし網を使用して行う漁業

漁業制度上は，漁業権漁業（第2種共同漁業）と知事許可漁業の対象となっている。

(10) すくい網漁業（集魚灯を利用して行うものに限る。）

すくい網を使用して行う漁業で，すくい網とは，袋状の網地の口縁を木・竹及び金具等で，三角形・円形・楕円形及び半円形等の種々の形状の枠に結付し，水産動物をすくい取る漁具を

いう。

(11) しいらづけ漁業

木、竹等を束ねた漬を海面（海中）に敷設し、その陰影に集まった「しいら」を餌を口-ブにつけて引き回すか又はまき餌によって漬から離し、まき網によってまいて漁獲する漁業で、しいらづけ漁業許可とまき網漁業の許可も合わせて受けなければならない。

(12) 潜水器漁業

潜水器（簡易潜水器を含む。）を使用して行う漁業で、主として海藻・貝類の採捕を行うが、これらの対象物は第1種共同漁業の内容となっており、共同漁業権に基づいて営む場合であっても合わせて知事の許可を必要とする。

(13) 小型定置漁業

第2種共同漁業の内容としての共同漁業権又は入漁権に基づいて営む以外は、知事許可漁業として許可を必要とする。

(14) かご漁業

1本の幹縄に枝縄をつけ、その先端にかご等を結着させて、海底に設置して、餌又は粗朶（そだ）等により水産動物をかごの中に誘い込み陥落させて採捕する漁業で、第1種共同漁業の内容としての共同漁業権に基づいて営む以外のもの。

(15) あさひがにかかり網漁業

1本の幹縄に枝縄をつけ、その先端に直径約70cmの円形の輪に弛みをつけた網地のかかり網を結着させて、海底に設置して、餌（さば等のきり身）により「あさひがに」をその上に誘致し絡めて採捕する漁業

5 内水面漁業制度

1) 増殖義務

内水面における第5種共同漁業権は、当該内水面が水産動植物の増殖に適していること、免許を受けた者が必ず増殖を行うことが免許要件。（法第127条）

増殖が不十分な場合には、知事が増殖命令を発し、これに従わない場合は当該漁業権を取り消さねばならない。（法第128条）

2) 遊漁規則

第5種共同漁業権の免許を受けても、遊漁規則によらなければ組合員以外の者の水産動植物の採捕の制限はできない。

遊漁規則には、遊漁についての制限の範囲、遊漁料の額及び納付の方法、遊漁承認証に関する事項、遊漁に際し守るべき事項、その他省令で定める事項を規定する。

遊漁規則の制定は、知事の認可が必要。（法第129条）

6 水産動物の採捕に関する制限又は禁止事項

1) 採捕禁止期間及び体長等の制限

(1) 県漁業調整規則関係

採捕禁止期間（規則第35条）

水産動物名	採捕禁止期間
あ わ び	11月1日から12月31日まで
と こ ぶ し	10月1日から翌年4月30日まで
あ さ ひ が に	6月1日から7月31日まで
い せ え び 類 〔いせえび, あおえび, にしきえび, ごしきえび及びかのこいせえびを いう。以下同じ。〕	5月1日から8月20日まで
あ ゆ	1月1日から5月31日まで
りゅうきゅうあゆ	11月1日から翌年5月31日まで

体長等の制限（規則第36条）

水産動物名	採捕してはならない大きさ
ば か が い	殻長5センチメートル以下
さつまあかがい (あかがいを含む)	殻長3センチメートル以下
つ き ひ が い	殻長8センチメートル以下
い た や が い	殻長8センチメートル以下
くろちょうがい	殻長9センチメートル以下
ま べ	殻長12センチメートル以下
あ わ び	殻長10センチメートル以下
と こ ぶ し	殻長5センチメートル以下
い せ え び 類	体長〔眼窩（眼のくぼみ）後縁 から尾節の末端までの長さをい う。〕13センチメートル以下
う な ぎ	全長21センチメートル以下
ぶ り(もじゃこ)	体長15センチメートル以下

(2) 県内水面漁業調整規則関係

採捕禁止期間（規則第25条）

水産動物名	採捕禁止期間
あ ゆ	1月1日から5月31日まで
りゅうきゅうあゆ	11月1日から翌年5月31日まで
や ま め	10月1日から12月31日まで

体長等の制限（規則第26条）

水産動物名	採捕してはならない大きさ
う な ぎ	全長21センチメートル以下
こ い	全長20センチメートル以下
ふ な	全長10センチメートル以下

2) 海面，河川湖沼において制限又は禁止されている漁具・漁法

(1) 有害物の遺棄漏せつの禁止（漁業調整規則第34条，内水面漁業調整規則第24条）

水産動植物に有害な物を遺棄し，又は漏せつしてはならない。

(2) 漁法の制限

爆発物や水産動物をまひさせ又は死なせる有毒物を使用して水産動植物を採捕してはならない。（水産資源保護法第5条，第6条）

水中に電流を通じてする方法により水産動物を採捕してはならない。（漁業調整規則第37条，内水面漁業調整規則第27条）

河川湖沼において潮干漁法，上りやな（上りうけを含む），水中鉄砲により水産動物を採捕してはならない。（内水面漁業調整規則第27条）

(3) 採捕の制限

河口付近における採捕の制限（県漁業調整規則第42条，県内水面漁業調整規則第31条）

川内川，別府川及び天降川の河口中央より半径 1,000m以内の水域では，1月1日から3月31日までの間は，火光利用及び網類を使用して水産動植物を採捕してはならない。また，手釣，竿釣以外の漁具漁法により水産動植物を採捕してはならない。

特定の河川における採捕の制限（県内水面漁業調整規則第29条，第30条）

米之津川，川内川，別府川，天降川，万瀬川及び甲突川の一部区域においては，水産動植物の繁殖保護を図るため，周年又は期間を定めて水産動植物の採捕を禁止している。

河川湖沼における夜間の採捕の禁止（県内水面漁業調整規則第32条）

日没から日の出までの間は，投網，空釣掛，夜振（火光を利用して，直径15cm以上のたも網又は建網で採捕する行為）の漁具漁法により，水産動植物を採捕してはならない。

さく河魚類の通路をしゃ断して行う採捕の制限（県内水面漁業調整規則第34条）

さく河魚類の通路をしゃ断する漁具漁法により水産動物の採捕を行う場合には，河川流幅の5分の1以上の魚道を開通しなければならない。

(4) 水産動物の移植の制限（県内水面漁業調整規則第36条）

次に掲げる水産動物（その卵を含む。）は，これを移植してはならない。ただし，漁業権の対象となっている魚種を当該漁業権に係る漁場の区域に移植する場合及び移植について知事の許可を受けた場合は，この限りでない。

ブラックバス（オオクチバス，コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）

ブル - ギル

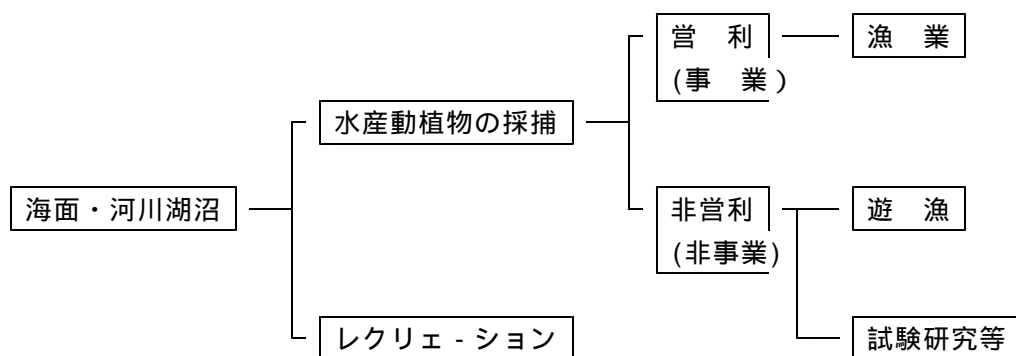
7 遊 漁

1) 遊漁と漁業

遊漁とは、営利を目的としない水産動植物の採捕行為であるが、その水産動植物を採捕する行為は営利を目的とした漁業と同じ行為であり、漁業関係法令の適用を受ける面が多い。

一方、海や河川湖沼は自然に親しむ憩いの場として、国民にとって健全なレクリエーションの場となっているが、近年、国民の所得水準の向上や余暇時間の増大等に伴い、遊漁者、プレジャーボートやヨット、スキューバダイビング、ボートセイリングなど海洋性レクリエーション関係者が急激に増加し、海や河川湖沼の利用をめぐる漁業者との間でトラブルも多発している。

そのため、漁業者側もいたずらに遊漁者等を排除することなく、また、遊漁者等海や河川湖沼をレクリエーションに利用する側においても、漁具漁法や水産動植物の採捕禁止期間、体長制限等関係法令を遵守し、漁業者の正常な生産活動に支障を与えないよう資源の保護培養や海や河川湖沼の円滑な利用を図るための共存、協調の精神が必要である。



2) 海面において制限されている遊漁者の漁具・漁法等

遊漁者は、以下の漁具・漁法以外での水産動植物の採捕はできない。(県漁業調整規則第45条)

- (1) 竿つり及び手づり
- (2) たも網及びさ手網
- (3) 投網(船を使用しないものに限る。)
- (4) やす、は具及びほこ突き
- (5) 歩行徒手採捕(潜水器及び簡易潜水器を使用するものを除く。)

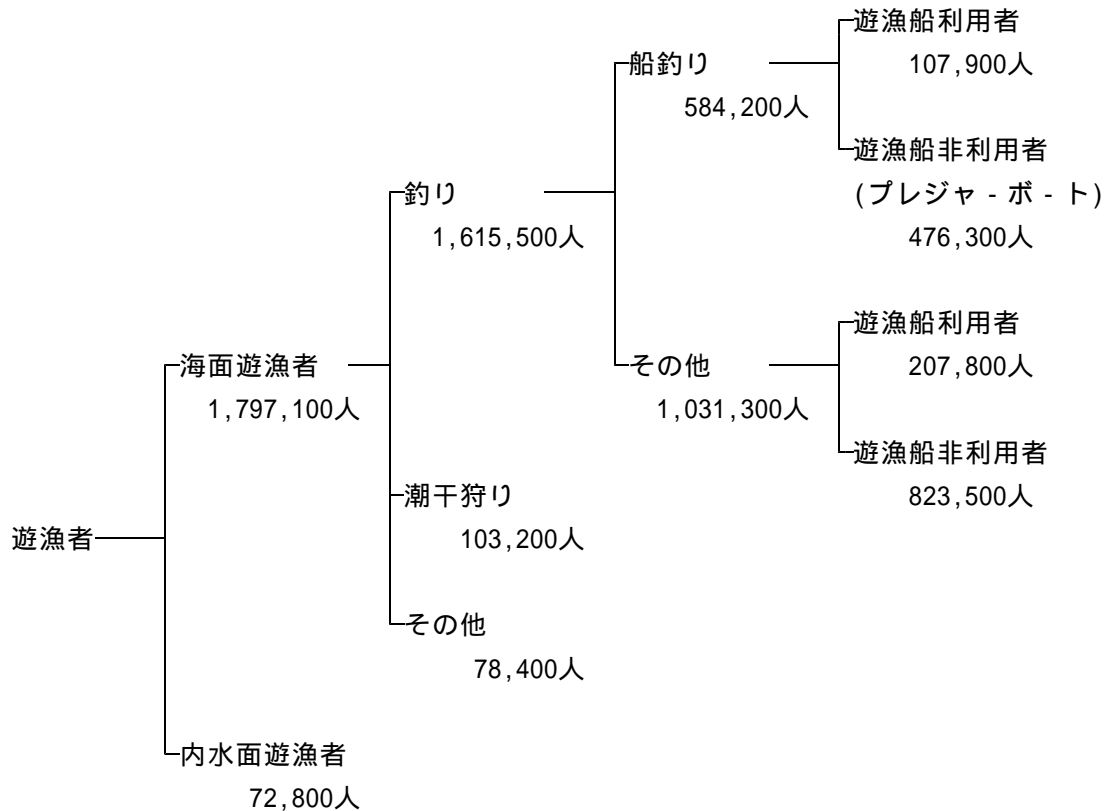
3) 遊漁と資源管理

漁業者は、水産資源を適切に保存・管理し、水産資源を持続的かつ合理的に利用するため、相互に話し合い、資源に対する過度の漁獲圧力を低減させ、地域の漁業や資源の状況に応じた禁漁期、禁漁区の設定、漁具・漁法の制限等自主的な管理を実施して、資源の再生産と有効利用を適切に図りつつ漁業経営の安定化を目指す「資源管理型漁業」に取り組んでいる。

水産資源は、漁業での採捕は当然であるが、近年、遊漁者が釣りの対象魚としているマダイなど、魚種や海域によっては、遊漁の採捕量が漁業者の漁獲量を上回っていることが指摘されており、水産資源の保存・管理を行う上で、遊漁による採捕は無視できないものとなってきている。

今後、水産資源を適切に保存・管理し、持続的に利用していくためには、漁業者だけの取り組みだけでなく、遊漁者側も一体となって資源管理に取り組むことが必要である。

4) 本県の遊漁者数（第10次センサス = 1998(平10)年）



5) 漁業と遊漁並びに海洋性レクリエーションとの調整

(1) 海面利用協議会

県では、漁業者と遊漁者並びに海洋性レクリエーション関係者との間の紛争の発生防止や解決と円滑な漁場利用を図るため、漁業者、遊漁者、海洋性レクリエーション関係者及び学識経験者等の代表者で構成する「県海面利用協議会」を設置し、漁業との共存、調和に努めるとともに、甌地区、熊毛地区、奄美地区においても「地区協議会」を設置し、その海域の特性に応じた問題解決に努めている。

(2) 漁場利用協定制度

漁業と遊漁との紛争は、地域の実情により差異があり、実際にその漁場を利用している当事者が話し合い、双方が納得できる漁場利用等について合意を得ることが重要である。

そのため、沿岸漁場整備開発法第24条に基づき漁業者団体（漁協）と遊漁船又は遊漁者団体との間で、操業区域、操業時間、対象魚種、漁具・漁法の制限等それぞれ守るべきことを内容とした「漁場利用協定」を締結できる制度ができた。この協定は組織間の相互理解のもとに結ぶ契約であるので、紛争解決や漁場利用のルール確立になるが、その促進のためには遊漁者・団体の組織化が課題である。

(3) 遊漁者、遊漁船及び海洋性レクリエーション関係者の組織化

遊漁の形態は、防波堤や磯、瀬からの釣り、船釣りなどがあり、遊漁船も専用船、マイボート、漁船兼用船等不特定多数かつ多種多様であり、また、海洋性レクリエーションもヨット、モーターボート、スキューバダイビング等多岐にわたり年々増加の傾向にある。

一方、海面や河川湖沼は、国民全体の財産として自由平等に利用できる権利を主張しがちであるが、漁業とのトラブルを防止し、海面や河川湖沼を円滑に利用していくには、双方の相互理解が重要であり、そのためには話し合いのための遊漁者、遊漁船及び海洋性レクリエーション関係者の組織化が重要である。

6) 遊漁船業者の届出制

(1) 遊漁船業

遊漁船業とは、乗客から金銭を授受し、船舶により乗客を漁場に案内し、釣りその他の省令で定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業をいう。（遊漁船業の適正化に関する法律第2条）

(2) 遊漁船業の届出

遊漁船業を営もうとする者は、あらかじめその営業所ごとに省令で定めるところにより、知事に次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。（法第3条）

氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

営業所の名称及び所在地

主たる漁場の位置

遊漁船の名称及び主たる係留場所

事故が発生した場合における連絡方法等に関する事項

遊漁船の利用者に生じた損害を賠償するための保険契約を締結している場合にあっては、その旨

(3) その他遊漁船業者が守るべき義務

利用者の安全確保のため、遊漁船の出航前における必要な気象及び海象に関する情報収集し、その情報から判断して利用者の安全の確保が困難であると認めるときは、遊漁船を出航させてはならない。（法第4条）

営業所ごとに、利用者の氏名、住所等を記載した名簿を備え置くこと（法第5条）

事故が発生した場合における連絡体制の整備並びに利用者が遵守すべき事項の提示（法第6条）

磯（瀬）等において水産動植物を採捕する利用者の安全を確保するため、気象及び海象、磯の地形その他の状況の把握と採捕を終了した利用者が帰航する遊漁船に乗船していることの確認（法施行規則第12条）

(4) 全国遊漁船業協会への登録

知事に届出後、（社）全国遊漁船業協会に登録申請をし、協会の適正営業規程に従って適正な営業を行うと認定された業者は、協会に登録され、優良業者標識（「マル適マ-ク」）が交付される。

8 漁船の建（改）造と登録

1) 漁船の定義

漁船とは、次に該当する日本船舶をいう。（漁船法第2条）

(1) もっぱら漁業に従事する船舶

(2) 漁業に従事する船舶で漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの

(3) もっぱら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶

(4) もっぱら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であって漁ろう設備を有するもの

2) 漁船の建造調整

(1) 漁船の建造、改造及び転用の許可（法第4条）

動力漁船を建造し、又は改造しようとする者並びに動力漁船以外の船舶を改造しないで、動力漁船として転用しようとする者は、次の区分により許可を受けなければならない。

農林水産大臣の許可を要するもの

ア 大臣の漁業許可を要する漁業に従事する漁船

イ 漁業許可を要さない漁船で総トン数20トンの以上のもの

知事の許可を要するもの

- ア 知事の漁業許可を要する漁業に従事する漁船
- イ 漁業許可を要さない漁船で総トン数20ト^ン未満のもの

(2) 許可の基準（法第5条）

建造等の許可を要する漁船については、その動力漁船の性能が基準（船舶の長さとの比、長さとの比、幅との比、船舶のトン数の測度における長さとの比と幅との比の相乗積及び推進機関の馬力数）に適合するように建（改）造しなければならない。許可を要しない漁船についても基準に適合するように建（改）造すること。

(3) 建（改）造工事完成後の認定（法第8条）

建造又は改造の許可を受けた者は、その許可に係る動力漁船が竣工し、又は改造工事が完了したときは、当該漁船が許可の要件及び性能の基準と一致しているかどうかについて、農林水産大臣又は知事の認定を受けなければならない。ただし、計画総トン数5ト^ン未満の動力漁船については、この限りでない。

3) 漁船の登録

(1) 漁船の登録（法第10条）

漁船（総トン数1ト^ン未満の無動力船を除く。）は、主たる根拠地を管轄する都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けたものでなければ、漁船として使用してはならない。

〔漁船の区分〕（漁船法施行規則第13条）

海面で使用する漁船

- 1 級船...総トン数 100ト^ン以上の動力漁船
- 2 級船... " 5ト^ン以上 100ト^ン未満の動力漁船
- 3 級船... " 5ト^ン未満の動力漁船
- 4 級船... " 5ト^ン以上の無動力漁船
- 5 級船... " 5ト^ン未満の無動力漁船

内水面で使用する漁船

- 6 級船...すべての動力漁船
- 7 級船...すべての無動力漁船

(2) 登録票の備えつけと登録番号の表示（法第15条、第16条）

漁船の使用人は、漁船を運航し、又は操業する場合には、漁船の船内に登録票を備えつけておかなければならない。又漁船の所有者及び使用人は、登録票の交付を受けたときは、遅滞なく登録票に記載された登録番号を当該漁船の船橋又は船首の両側の外部その他最も見易い場所に鮮明に表示しなければならない。

(3) 漁船及び登録票の検認（法第13条）

登録票の交付を受けた者は、その交付の日又は前回の検認を受けた日から5年ごとに、知事が指定した場所及び期日に、その登録をした漁船及び登録票について検認を受けなければならない。

(4) 変更の登録（法第17条）

登録を受けた漁船の所有者は、その漁船について次に掲げる事項に変更が生じたときは、その変更が生じた日から2週間以内に、その変更の事由を具して、知事に対して変更の登録を申請しなければならない。

- 申請者（所有者）の氏名又は名称及び住所
- 船名
- 総トン数
- 船舶の長さ、幅及び深さ
- 推進機関の種類及び馬力数
- 無線電波の型式及び空中線電力

漁船の使用者の氏名又は名称及び住所
主たる根拠地
漁業種類又は用途

(5) 登録の失効（法第18条，第19条）

次に掲げる場合には，漁船の登録は，その効力を失う。

登録を受けた漁船が漁船でなくなったとき。

登録を受けた漁船が滅失し，沈没し，又は解てつされたとき。

登録を受けた漁船の存否が3箇月間不明になったとき。

登録を受けた漁船が譲渡されたとき。

登録を受けた漁船の主たる根拠地がその登録をした都道府県知事の管轄する都道府県の区域外に変更されたとき。

登録を受けた漁船の所有者が死亡し，又は解散したとき。

登録を受けた漁船が法第19条の規定により，その登録の取消しを受けたとき。

(6) 登録票の返納と登録番号の抹消（法第20条）

漁船の所有者は，法第18条及び第19条の規定により，所有する漁船の登録が失効した場合は，遅滞なく，知事に登録票を返納するとともに，その漁船に表示された登録番号を抹消しなければならない。

(7) 登録謄本の交付（法第21条）

何人でも，都道府県知事に対し，漁船の登録の謄本の交付を請求することができる。

9 小型船舶の登録

1) 小型船舶の定義

小型船舶とは，総トン数20ト未満の船舶のうち，日本船舶であって，次に掲げる船舶以外のものをいう。（小型船舶の登録等に関する法律第2条）

(1) 漁船法第2条第1項に規定する漁船

(2) ろかい又は主としてろかいをもって運転する舟，係留船その他国土交通省令で定める船舶

2) 小型船舶の登録

小型船舶は，小型船舶登録原簿（以下「原簿」という。）に登録を受けたものでなければ，当該船舶を航行の用に供してはならない。ただし，臨時航行として国土交通省令で定めた場合は，この限りでない。（小型船舶の登録等に関する法律第3条）

また，総トン数20ト未満の小型船舶は，日本小型船舶検査機構の発行した船舶検査証書及び船舶検査済票の交付を受けなければ当該船舶を航行の用に供してはならない。（船舶安全法第7条の2）

(1) 新規登録及び測度

小型船舶の登録を受けようとする者（所有者）は，国土交通大臣（小型船舶検査機構）に新規登録の申請をして，当該船舶の総トン数の測度を受け，次に掲げる事項及び船舶番号を原簿に記載する新規登録を受けなければならない。（法第6条）

船舶の種類

船籍港

船舶の長さ，幅及び深さ

総トン数

船体識別番号

推進機関を有するものにあつては，その種類及び型式

所有者の氏名又は名称及び住所

登録年月日

(2) 船舶番号の表示

小型船舶の所有者は、当該船舶に当該船舶番号を表示しなければならない。（法第8条）

(3) 変更登録

新規登録を受けた小型船舶について、 のアからキに掲げる事項のいずれかに変更があった場合には、その所有者は、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣（小型船舶検査機構）に変更登録の申請をしなければならない。（法第9条）

(4) 移転登録

登録小型船舶について、所有者の変更があった場合には、新所有者は、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣（小型船舶検査機構）に移転登録の申請をしなければならない。（法第10条）

(5) 抹消登録

登録小型船舶の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣（小型船舶検査機構）に抹消登録の申請をしなければならない。（法第12条）

当該船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき

当該船舶の存否が3箇月間不明になったとき

当該船舶が小型船舶でなくなったとき

(6) 登録事項証明書等

何人も、国土交通大臣（小型船舶検査機構）に対し、原簿の謄本又は抄本の交付を請求することができる。（法第14条）

(7) 譲渡証明書

小型船舶を譲渡する者は、当該船舶を譲渡した旨及び次に掲げる事項を記載した書面を譲受人に交付しなければならない。（法第19条）

譲渡の年月日

船体識別番号

推進機関を有するものにあつては、その種類及び型式

譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所